

富山市公開見積り合わせ（オープンカウンター）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市が発注する物品購入について、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、公開見積り合わせ（以下「オープンカウンター」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領においてオープンカウンターとは、物品購入の見積り合わせにおいて、その相手方を特定せずに案件を公開し、参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法をいう。

（対象）

第3条 オープンカウンターによる見積り合わせの対象とする案件（以下「対象案件」という。）は、1件の予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が5万円を超え80万円以下の事務用品、印刷物及び日用雑貨とする。

2 前項の規定にかかわらず、オープンカウンターの実施に適さないと認められるときは、オープンカウンターの対象案件としないことができる。

（参加資格）

第4条 オープンカウンターに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないものであること。
- (2) 規則第3条の規定に基づく物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、富山市内に本社又は委任先を有する者であること。ただし、印刷物の対象案件に参加できる者については、富山市物品購入等入札参加資格者選定要綱（平成27年富山市告示第96号）別表に定める業種区分を印刷として申請し、富山市内に本社を有する者とする。
- (3) 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領（平成17年4月1日決裁）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は更生手続開始の決定を受けた者若しくは再生手続開始の決定を受けた者であって、再度の入札参加資格の認定を受けている者

- 2 前項に定めるもののほか、対象案件ごとに必要な要件を定めることができる。

（対象案件の公開）

第5条 対象案件は、物品名、仕様書、納入期限等を富山市入札控室等への掲出及び富山市ホームページへの掲載により公開する。ただし、印刷物の対象案件は、当分の間、富山市ホームページへの掲載は行わない。

（対象案件の公開期間）

第6条 対象案件の公開期間は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。
ただし、公開期間の初日又は末日が富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条に規定する市の休日である場合は、翌日若しくは前日又は別に設定する日とする。

- (1) 事務用品の対象案件 毎週月曜日の午前9時から水曜日の午後4時まで及び毎週水曜日の午前9時から金曜日の午後4時まで
- (2) 印刷物の対象案件 毎週月曜日の午前9時から火曜日の午後4時まで及び毎週水曜日の午前9時から木曜日の午後4時まで
- (3) 日用雑貨の対象案件 毎週火曜日の午前9時から金曜日の午後4時まで

（見積書の提出期限）

第7条 見積書の提出期限は、対象案件の公開期間の末日の午後4時とする。

（見積書の提出方法）

第8条 参加者は、対象案件ごとに見積書を作成し、前条に定める提出期限までに、次の各号のいずれかに該当する方法により提出しなければならない。

- (1) 契約課窓口を設置する見積書受け箱に投函する方法
- (2) 契約課に郵便で送付する方法
- (3) 契約課にファクシミリで送信する方法

（同等品の提案及び承認）

第9条 参加者が同等品を提案する場合は、あらかじめ発注課に見本等を提示し、承認を得なければならない。

- 2 参加者は、前項の承認を得た場合は、当該同等品の規格等を記載して見積書を提出する。

(オープンカウンターの中止)

第10条 公開期間中の対象案件について、提示した仕様に誤りがあるなどの理由により、オープンカウンターを公正に執行することができないと認められる場合は、当該対象案件のオープンカウンターを中止することができる。

(見積書の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 第4条に規定する参加資格を満たさない者がしたもの
 - (2) 所定の日時まで所定の場所に到達しないもの
 - (3) 指定した方法以外で提出されたもの
 - (4) 見積書に記名のないもの（ファクシミリで提出された見積書にあっては記名が不鮮明なもの）
 - (5) 見積金額を訂正したもの
 - (6) 見積書の記載事項が不明瞭であり、意思表示が確認できないもの
 - (7) 見積りに際して不正の行為があったと認められるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、見積りに関する条件に違反したもの
- (契約の相手方の決定)

第12条 前条各号に掲げる事項に該当しないもののうち、予定価格の範囲内で最低価格を見積もった参加者を契約の相手方として決定する。

2 前項の場合において、同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、折衝又は当該見積り合わせに関係のない職員にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

3 契約の相手方を決定したときは、電話又はその他確実な方法により、当該相手方に対してのみ通知する。

(異議の申立て)

第13条 参加者は、契約の相手方が決定された後、この要領、仕様書等について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(細則)

第14条 この要領に定めるもののほか、オープンカウンターの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公開する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公開する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公開する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公開する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公開する案件から適用する。